

千葉市企業立地パンフレット（令和7年度版）作成業務委託に係る企画提案 （公募型プロポーザル方式）審査要領

1 目的

本要領は、千葉市企業立地パンフレット（令和7年度版）作成業務委託に係る企画競争（公募型プロポーザル方式）に関し、優先交渉権者選考のため、千葉市企業立地パンフレット（令和7年度版）作成業務委託選考委員会（以下「選考委員会」という。）における審査方法等を定める。

2 審査方法

（1）不適格事項の確認

企画提案書提出時において、募集要項に定める不適格事項に該当しないことについて、選考委員会事務局（発注所管課）（以下「事務局」という。）にて確認する。

（2）企画提案書等の審査

募集要項で定める評価項目等及び次の3 評価基準に基づき、事務局及び選考委員会の選考委員が審査する。

ア 事務局審査

評価項目のうち「定量的事項」については事務局が提出書類の事前審査を行い、その結果を選考委員に報告する。

イ 選考委員審査

（ア）定量的事項の審査方法

選考委員は、事務局からの「定量的事項」に係る審査結果の報告を踏まえ、それぞれ評価、採点を行う。

（イ）定性的事項の審査方法

選考委員は、提出書類並びに選考委員会におけるプレゼンテーション及びヒアリングをもとに、それぞれ評価、採点を行う。

ウ 優先交渉権者等の決定

選考委員審査の得点の合計が一番高い提案者を優先交渉権者、その次に得点の高い提案者を次点者として決定する。

エ 留意事項

（ア）提案者が1 者の場合も、審査を実施する。

（イ）選考委員全員の合計点が全体（委員全員が満点）の6 割に満たない場合は、優先交渉権者等に選考しない（提案者が1 者の場合を含む）。

（ウ）最高得点の提案者が複数あった場合は、評価項目のうち「内容」の得点が高い提案者を優先交渉権者とする。

（エ）（ウ）の得点も同点の場合は、くじにより優先交渉権者を決定する。

（オ）次点者となる提案者が複数あった場合は、上記（ウ）、（エ）を準用し決定する。

3 評価基準

提出された企画提案書等は、以下により審査するものとする。

（1）応募者の実績（様式第5号）

事務局にて、次の判断基準等により採点するものとする。

評価の着眼点	判断基準	配点	配点 上限
本事業と同種又は類似業務実績	同種業務の実績を有する場合	2点/件	5
	類似業務の実績を有する場合	1点/件	

・ 同種業務

「公的機関が発注する、企業立地等に関するパンフレット作成業務」とする。

・ 類似業務

「公的機関が発注する、企業立地等以外に関するパンフレット作成業務」とする。

又は「企業が發注する、企業立地等に関するパンフレット作成業務」とする。

(2) 企画提案書（様式第6、7号及び任意様式）

選定委員が、次の判断基準により、それぞれ採点するものとする。

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点	上限
表紙デザイン	① キャッチコピーの表現・デザイン	キャッチコピーとの結びつきを強いインパクトのあるデザインで表紙としている。	10	10
		キャッチコピーとの結びつきをインパクトのあるデザインで表紙としている。	8	
		キャッチコピーとの結びつきをイメージしたデザインとなっている。	6	
		おおかたキャッチコピーとの結びつきをイメージしたデザインとなっている。	4	
		デザインからキャッチコピーとの結びつきを感じとれない。	2	
	② 斬新さ・印象の強さ	過去のパンフレットと全く異なり、強い印象を与えるデザインとなっている。	10	10
		過去のパンフレットと異なり、印象に残るデザインとなっている。	8	
		過去のパンフレットとデザインが類似していない。	6	
		過去のパンフレットと類似したデザインを使用している。	4	
		過去のパンフレットと全く同じデザインとなっている。	2	
	③ 千葉市の魅力についての視覚的な明瞭さ	表紙をただで、企業の方に千葉市の魅力が伝わるデザインになっている。	10	10
		表紙を見たときに、企業の方が千葉市の魅力を感じられるデザインになっている。	8	
		表紙を見たときに、企業の方が千葉市のパンフレットだと分かるデザインになっている。	6	
		表紙を見たときに、企業の方が千葉市をイメージするのが難しい。	4	
		表紙に千葉市の要素が入っておらず、千葉市のパンフレットであることが分らない。	2	

レイアウト	④ 構成の明瞭さ・可読性	字体や組み方が工夫され、文章が読みやすく、内容が分かりやすいレイアウト・ページ構成になっている	10	10
		文章が読みやすく、内容が分かりやすいレイアウト・ページ構成になっている。	8	
		目線がスムーズに動き、迷わず文章が読める。	6	
		目線が迷い、文章が読みづらい。	4	
		文章が読みづらく、掲載内容も分かりにくい。	2	
	⑤ 独自性・創意工夫	内容構成やページ配分について、仕様書に基づいて作成しており、かつ独自の工夫が見られる。さらに、千葉市の伝えたい情報が十分に記載できる構成となっている。	10	10
		内容構成やページ配分について、仕様書に基づいて作成しており、かつ、独自の工夫が見られる。	8	
		内容構成やページ配分について、仕様書に基づいて作成している。	6	
		内容構成やページ配分について、仕様書に基づいて作成しているが、市の伝えたい情報が十分に記載できる構成となっていない。	4	
		内容構成やページ配分について、仕様書に沿っていない。	2	
内容	⑥ 千葉市の魅力についての表現	「企業立地の優位性」、「住環境の優位性」、「千葉市の特色」の3つの視点から千葉市の魅力を分かりやすく伝えており、加えて、新たな視点から千葉市の魅力を提案している。	20	20
		「企業立地の優位性」、「住環境の優位性」、「千葉市の特色」の3つの視点から千葉市の魅力を分かりやすく伝えている。	16	
		「企業立地の優位性」、「住環境の優位性」、「千葉市の特色」の3つの視点から千葉市の魅力が記載されている。	12	
		3つの視点は記載されているが、千葉市の魅力が伝わらない。	8	
		3つの視点のうち、1つ以上の視点が記載されていない。	4	
	⑦ 令和6年度版パンフレットと異なる表現（デザイン）	「企業立地の優位性」、「住環境の優位性」、「千葉市の特色」について、令和6年度版千葉市企業立地パンフレットとは異なる表現（デザイン）がされており、千葉市の特長の要所を捉えている。	10	10
		「企業立地の優位性」、「住環境の優位性」、「千葉市の特色」について、令和6年度版千葉市企業立地パンフレットとは異なる表現（デザイン）を取り入れている。	8	
		「企業立地の優位性」、「住環境の優位性」、「千葉市の特色」について、令和6年度版千葉市企業立地パンフレットと表現（デザイン）が一部類似しているが、新たな表現（デザイン）も取り入れている。	6	
		「企業立地の優位性」、「住環境の優位性」、「千葉市の特色」について、令和6年度版千葉市企業立地パンフレットと表現（デザイン）が類似しており、目新しさが不足している。	4	

		「企業立地の優位性」、「住環境の優位性」、「千葉市の特色」について、令和6年度版千葉市企業立地パンフレットと表現（デザイン）が全く同じであり、目新しさが無い。	2	
	⑧ 全体のバランス	全体のバランス・デザインの調和がよくとれている。	5	5
		全体のバランス・デザインの調和がとれている。	4	
		全体のバランスがとれている。	3	
		一部バランスの悪い部分がある。	2	
		全体のバランスが悪い。	1	
業務遂行能力	⑨ プレゼンテーション、表現力	提案内容全体を明確に理解することができた。	5	5
		提案内容全体を理解することができた。	4	
		提案内容全体をおおむね理解することができた。	3	
		提案内容全体を把握することがやや困難であった。	2	
		提案内容全体を把握することは困難であった。	1	
	⑩ スケジュール管理	日単位、週単位の詳細かつ具体的な工程表を用いて校正時期等の記載があり、実現可能性が非常に高い。	5	5
		月単位の具体的な工程表を用いて校正時期等の記載があり、実現可能性が高い。	4	
		工程表の記載があり、実現可能性がある。	3	
		最低限の記載があるが、工程表等の記載がなく、達成の見込みが低い。	2	
		記載が不十分である。	1	